

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>保税蔵置場許可申請書（C - 3120）</p> <p>「営業用、自家用の別」欄には、自家用の場合はその旨を、また、営業用の場合はその旨を記載する。また、関税法第 56 条第 3 項の規定により、保税工場の一部について、保税蔵置場の許可を併せて受けようとする場合は、「<u>関税法第 56 条第 3 項扱い</u>」の旨を記載する。</p> <p>「蔵置場の構造、棟数及び面積」欄には、建物の場合は、構造、棟数及びその延べ面積により記載し、土地の場合は、土地である旨及びその面積を記載し、水域の場合は、水域である旨及びその面積を記載する。</p> <p>なお、構造物が、タンク、パイプの場合には、その水平投影面積を記載する。</p> <p>「蔵置する貨物の種類」欄には、<u>蔵置される貨物を以下の区分により記載し、輸入若しくは輸出又は輸出入の区分も加えて記載する（例えば、輸入一般貨物、輸出危険貨物、輸出入冷凍冷蔵貨物）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>一般貨物</u> — <u>下記からまでに掲げる貨物以外の貨物</u> — <u>危険貨物</u> — <u>下記イからホまでに掲げる法令の規定により、取扱い、保管等について届出、許可等の手続を要する貨物</u> <ul style="list-style-type: none"> イ <u>消防法（昭和 23 年法律第 186 号）</u> ロ <u>火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）</u> ハ <u>毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）</u> ニ <u>高压ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）</u> ホ <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）</u> — <u>冷凍冷蔵貨物</u> — <u>冷凍設備又は冷蔵設備を有する倉庫に蔵置される貨物</u> — <u>その他特殊貨物</u> — <u>船用品、機用品、仮陸揚貨物及び保税売店において販売する貨物等、一般輸出入通関手続を要しない貨物については、これらの区分により記載する。なお、これらの区分に該当する場合であって、上記及びに該当する場合には、これらの区分に加え括弧書きで上記及びの区分を記載する。</u> <p>(注) <u>税関関係手数料令第 2 条第 1 項ただし書に規定する関税定率法別表又は関税暫定措置法別表第 1 の税率が無税（関税定率法第 12 条（生活関連物資の減税又は免税）の規定による関税の免除を含む。）に該当する同一品目の貨物のみを蔵置する場合及び関税定率法別表第 44.03 項から第 44.13 項までに掲げる木材のみを蔵置する水域の場合については、</u></p>	<p>保税蔵置場許可申請書（C - 3120）</p> <p>「営業用、自家用の別」欄には、自家用の場合はその旨を、また、営業用の場合はその旨を記載する。また、関税法第 56 条第 3 項の規定により、保税工場の一部について、保税蔵置場の許可を併せて受けようとする場合は、「<u>関税法第 56 条第 3 項扱い</u>」の旨を記載する。</p> <p>「蔵置場の構造、棟数及び面積」欄には、建物の場合は、構造、棟数及びその延べ面積により記載し、土地の場合は、土地である旨及びその面積を記載し、水域の場合は、水域である旨及びその面積を記載する。</p> <p>なお、構造物が、タンク、パイプの場合には、その水平投影面積を記載する。</p> <p>「蔵置する貨物の種類」欄には、<u>輸入一般貨物、輸出一般貨物、危険貨物、冷凍貨物等の区分により記載する。</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>上記 <u>から</u>までの区分に加え括弧書きで貨物の品名を記載する。</p> <p><添付書類></p> <p>（省略）</p> <p>輸出申告書（C - 5010）</p> <p><記入上の一般的な事項></p> <p>～（省略）</p> <p><申告書上段の記載要領></p> <p>申告が積戻しに該当する場合は、「輸出申告書」の文字を「積戻し申告書」と訂正する。</p> <p>「輸出者住所氏名印」の項には、代理人が申告する場合には輸出者の押印の必要はないが、輸出者が自ら申告する場合は、押印する。</p> <p>「仕向人住所氏名」の項には、輸出される貨物に係る仕入書に荷受人等として記載されている者等の外国における取引上の当事者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。</p> <p>「申告年月日」は、申告者が申告書を税関に提出する日を記載し、書類不備等の理由により</p> <p>税關において申告書を返還したときは、当該申告書を補正後改めて提出する日とする。</p> <p>「積込港」欄には、当該申告に係る貨物の積込みがなされる港名又は空港名を記載する。</p> <p>郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。</p> <p>「積載船（機）名」の項には、輸出貨物が船舶に積み込まれる場合はその船舶の名称を、航空機に積み込まれる場合は当該航空機の所属会社名及び AirWaybill の番号（例えば、J.A.L.5000111）を記載する。</p> <p>郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。</p> <p>「出港予定年月日」欄には、当該申告に係る貨物を積み込む船舶又は航空機が出港を予定している年月日を記載する。</p> <p>郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。</p> <p>「仕向地」の項には、輸出貨物がその取引において、最終的に仕向けられる場所を記載する。</p> <p>本船扱 ふ中扱 欄には、本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合に限り、いずれか該当する方に×印を記入する。</p> <p>「蔵置場所」の項には、現に輸出貨物を蔵置している場所を記載する。なお、保税地域以外の場所（自社施設等）において特定輸出申告を行い、輸出の許可</p>	<p><添付書類></p> <p>（同左）</p> <p>輸出申告書（C - 5010）</p> <p><記入上の一般的な事項></p> <p>～（同左）</p> <p><申告書上段の記載要領></p> <p>申告が積戻しに該当する場合は、「輸出申告書」の文字を「積戻し申告書」と訂正する。</p> <p>「輸出者住所氏名印」の項には、代理人が申告する場合には輸出者の押印の必要はないが、輸出者が自ら申告する場合は、押印する。</p> <p>「仕向人住所氏名」の項には、輸出される貨物に係る仕入書に荷受人等として記載されている者等の外国における取引上の当事者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。</p> <p>「申告年月日」は、申告者が申告書を税關に提出する日を記載し、書類不備等の理由により</p> <p>税關において申告書を返還したときは、当該申告書を補正後改めて提出する日とする。</p> <p>「積込港」欄には、当該申告に係る貨物の積込みがなされる港名又は空港名を記載する。</p> <p>郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。</p> <p>「積載船（機）名」の項には、輸出貨物が船舶に積み込まれる場合はその船舶の名称を、航空機に積み込まれる場合は当該航空機の所属会社名及び AirWaybill の番号（例えば、J.A.L.5000111）を記載する。</p> <p>郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。</p> <p>「出港予定年月日」欄には、当該申告に係る貨物を積み込む船舶又は航空機が出港を予定している年月日を記載する。</p> <p>郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。</p> <p>「仕向地」の項には、輸出貨物がその取引において、最終的に仕向けられる場所を記載する。</p> <p>本船扱 ふ中扱 欄には、本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合に限り、いずれか該当する方に×印を記入する。</p> <p>「蔵置場所」の項には、現に輸出貨物を蔵置している場所を記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>を受けた後に保税地域を経由して積込港へ運送される場合には、関税法基本通達 67 の 3 - 1 - 8 の規定により、当該保税地域を付記する。</u></p> <p>「申告番号」欄には、申告者別整理番号、申告月符号を記載する。また、申告書の添付書類の全葉についても、当該申告書の申告者別整理番号をその下端欄外右側余白部分に記載する。</p> <p>申告者別整理番号は、次により取り扱う。</p> <p>～（省略）</p> <p><申告書中段の記載要領> 及び <申告書下段の記載要領></p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>特例輸入者の承認等取りやめ届（C - 9040）</u></p> <p>「<u>あて先税関長</u>」欄には、承認又は認定を行った税関長名を記載する。</p> <p>「<u>代理人</u>」欄には、代理人が届出を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称を記載する。</p> <p>「<u>承認・認定番号</u>」欄には、承認番号又は認定番号を記載する。</p> <p>「<u>取りやめの理由等</u>」欄には、取りやめの理由の他、特定保税承認者にあっては、法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 の届出に係る場所に外国貨物があるときはその旨を、特定保税運送者にあっては特定保税運送貨物のすべてが運送先に到着している旨を記載する。</p>	<p>「申告番号」欄には、申告者別整理番号、申告月符号を記載する。また、申告書の添付書類の全葉についても、当該申告書の申告者別整理番号をその下端欄外右側余白部分に記載する。</p> <p>申告者別整理番号は、次により取り扱う。</p> <p>～（同左）</p> <p><申告書中段の記載要領> 及び <申告書下段の記載要領></p> <p>（同左）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>